

令和4年1月11日

公益社団法人及び公益財団法人 代表者 様

広島県知事  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕  
総務課

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための  
集中対策について（依頼）

令和4年1月7日付で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県を対象区域  
に含むまん延防止等重点措置の適用が決定されました。

本県では、感染の拡大及び重症者・死亡者の発生を最小限に抑えるため、別紙のと  
おり、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中  
対策に取り組むこととしました。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び第31条の  
6第1項に基づき、別紙のとおり、イベント等の開催制限及び施設の使用制限等への  
協力を要請します。

あわせて、各法人におかれましては、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型  
コロナ感染拡大防止のための集中対策に基づき、感染拡大防止対策を徹底していただ  
きますよう、よろしくお願いいたします。

また、上記の内容について、貴法人の構成員の皆様に周知してください。

担 当 総務局総務課（公益法人担当）  
電 話 082-513-2246（ダイヤルイン）